

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 本事業は既存のごみ処理施設を更新するため、既存施設の隣接地において新たな施設を建設するものであるが、具体的な処理方式や計画地内の施設配置、処理施設の詳細等が明確となっていない。そのため、準備書作成までに事業計画を可能な限り具体化するとともに、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響を予測、評価すること。
- 2 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 3 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 4 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。
- 5 事業の実施にあたっては、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めること。

(個別的事項)

1 大気質

大気質の予測にあたっては、対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するための、地上及び上層気象調査を適切に実施し、可能な限り正確な予測、評価に努めること。

2 陸生動物

事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種のうちハヤブサ等は人工構造物に営巣する可能性があることから、事業地周辺で繁殖が確認された場合は、詳細な調査を実施したうえで、保全措置を検討すること。

3 水生生物

対象事業実施区域の大部分は水田であることから、施設の建設に伴い水田、水路が消失することで水生生物の生息環境が失われる可能性がある。このため、対象事業実施区域の水田、水路において水生生物の調査を実施するとともに、その消失に伴う影響について予測、評価を実施すること。

4 温室効果ガス

温室効果ガス削減に資するよう、ごみの焼却に伴い発生する熱は、電力や蒸気として有効利用することに積極的に取り組むこと。